



まつだ かな さん／平成10年1月生まれ／津別町役場勤務

青春

くろーずあつぷ

今年4月から津別町役場に勤務している松田華奈さん。保健福祉課戸籍年金係に所属し、住民票の発行など戸籍に関する窓口業務を担当しています。

津別町出身の松田さんは、高校からは岩見沢の高等学校へ進学しました。高校卒業後は北見情報ビジネス専門学校へ進学し、パソコン関連の様々な資格を取得します。専門学校卒業後は北見で就職しますが、地元で働きたい気持ちが強くなり、津別に帰ることを決めました。「役場へ

来庁される方には、親切で丁寧な対応ができるようになりたいです」と仕事の目標を話してくれました。

松田さんは、10歳の頃から続けていた車いすカーリングで、3回日本一を経験し、世界大会でも活躍しています。「このスポーツは幅広い年齢層でできることが楽しいです。また、海外へ行くと言語が違う人たちと交流もできるので、視野が広がるスポーツと思っています」と競技への熱い思いを語ってもらいました。

温故知新

【520】子どもたちに大人気な学校のおじさん

中川 一彦 さん



なかがわ かずひこ さん／昭和22年11月、上里生まれ／73歳／活潑在住

「夏場は草刈り、冬場は除雪と学校に通う子どもたちのため、より良い環境づくりをしてきました」と話してくれたのは、23年間公務補として働いていた中川一彦さん。本岐小学校、活汲小中学校、津別小学校、津別中学校と多くの学校で環境整備をしてきました。

上里の農家に生まれた中川さんは、学生時代は野球に打ち込んでいました。「小・中学校のときは上里のチームは最強だった」と当時の活躍を話します。津別高校を卒業後は民間会社に就職しました。会社の中で野球チームがあったので、朝野

球などによく参加していたそうです。札幌や北見、釧路など転勤を繰り返す中で、頭の片隅にあつた津別町への思いが強くなり、38歳のときに会社を退職し、津別町役場に勤めました。津別町内にも野球の社会人チームが多くあり、中川さんは本岐のクラブチームに所属し、45歳まで野球を続けていました。現在でも野球は好きで、テレビで高校野球の試合を見ると胸が熱くなるそうです。

「公務補の仕事は民間会社ではやったことがない業務が多くあり、とても大変だった」と中川さん。中でも夏場の草刈りは一番印象に残っていて、「広い敷地内を何日もかけ、ほとんど1人でやるから大変だった。終わったところには最初やったところの草が伸びてくるから夏場は草との戦いだ」と笑いながら話します。また、中川さんは持ち前の明るい性格から児童や生徒たちとも積極的に会話し、とても人気がありました。

役場を退職後は人材活用センターで働きます。また、秋には知り合いの農家の芋掘りを手伝っているそうです。「少しは動いた方が体のためにもいいからね。体と相談しながら元気なうちは続けていきたい」と笑顔で話してくれました。

パッケージに惑わされないで！



最近、【ビタミンC1000mg含有!】など、購買意欲をかき立てるための言葉が使われた商品をお店で見かけます。



皆様は、この言葉に惑わされて買ってしまったことはありませんか？体に良さそうだからとつい買ってしまいがちですが、その商品が「1つあたり」なのか「1袋あたりなのか」によって大きく意味は変わってきます。

また、【〇〇5個分の食物繊維量!】と書いてあっても、「〇〇」がそもそも食物繊維をあまり含んでいない、という場合もあります。パッケージに惑わされずに冷静に購入するようにしましょう。

野菜を食べよう、1日350g！ クイズ野菜を知ろう

- 大人の1日のビタミンC摂取推奨量は100mgです。ビタミンC100mgを摂るためには、例えばほうれん草の量だけで表すと次のうちどれに当てはまるでしょう！（ちなみに生のほうれん草1束は200gです）
- ①ほうれん草のおひたし1人分(60g) ②ほうれん草のおひたし3人分(180g)
- ③ほうれん草のおひたし5人分(300g)

暮らしを支える 税 町道民税の特別徴収（給与天引き）について

町道民税の納め方は、本人が納付書（または口座振替）で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分を予め天引きしておき、代わって納める特別徴収があります（年金所得者には年金から徴収する制度もあります）。

普通徴収は1年分の税額を、4回に分けて納めます。特別徴収は1年分の税額を、12回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありませんので、普通徴収に比べても有利な制度になっています。特別徴収を希望される方は、勤め先へご確認ください。

《事業主様へお願い》
所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の町道民税を特別徴収することが法律（地方税法及び町税条例）により義務づけられています。特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出（毎年1月末日限）する時に、特別徴収分としてご提出ください。翌年度から特別徴収を開始します。

また、給与からの天引き額は、予め町で計算して事業主様へ通知しますので、所得税のように、毎回計算する必要はありません。さらに、11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主様は、ぜひ特別徴収の導入をご検討ください。